

私立高等学校等の授業料等負担軽減制度申請受付のお知らせ

東京都と(公財)東京都私学財団は、下記のとおり平成27年度分の申請受付を行いますのでお知らせします。
3つの制度は対象となる学校の種別、課程、対象世帯が異なりますので、詳細はHP等をご確認ください。

1 提出時期等

	就学支援金	授業料軽減助成金・奨学給付金
申請書の入手	入学年度により異なりますので、 詳細は在学学校にご確認ください。	6月下旬以降 在学学校 または 東京都私学財団のHPよりダウンロード
提出時期	6月中旬～7月下旬	6月25日(木)～7月31日(金)
提出先	在学学校	(公財)東京都私学財団
問合せ先	東京都私学就学支援金センター 電話 03(5206)7814 HP 東京都就学支援金 検索	東京都私学就学支援金センター 電話 03(5206)7925 HP 東京都私学財団 検索

2 対象世帯別軽減額

奨学給付金:※1世帯の構成員の状況によって給付額が異なります。※2通信制は、一律38,100円です。

対象世帯	年収目安 (4人世帯)	就学支援金+授業料軽減助成金 軽減額(年額)		奨学給付金 (1,2学年のみ)
		平成25年度 以前から在学	平成26年4月 以降に入学	平成26年4月 以降に入学
生活保護世帯	約250万円 未満	432,000円	432,000円	52,600円 生業扶助受給世帯
住民税が非課税 または均等割のみの世帯		377,000円	387,000円	138,000円又は 39,800円※1、2
住民税のうち区市町村民税所得割額が年 額51,300円未満の世帯	約250万円 ～約350万円	—	367,200円	—
住民税のうち区市町村民税所得割額が、 年額18,900円に次のアとイの合算額を 加えた額未満の世帯 ア 16歳未満の扶養親族数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族数× 11,100円		305,100円	—	—
住民税のうち区市町村民税所得割額が年 額154,500円未満の世帯	約350万円 ～約590万円	—	282,600円	—
住民税額が一定基準以下の世帯		223,200円	—	—
	約590万円 ～約760万円	223,200円	223,200円	—
住民税額が一定基準を超える世帯	約760万円 ～約910万円	118,800円 (就学支援金のみ)	118,800円 (就学支援金のみ)	—
			—	—
住民税額が一定基準を超える世帯	約910万円～	—	—	—

(参考) 制度の概要

1 就学支援金制度

全国一律の授業料負担軽減制度で、授業料の一部に充てる費用として「就学支援金」を学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減するものです。

2 授業料軽減助成金制度

授業料の一部を助成する制度で、都内在住の保護者に対して支給されます。(公財)東京都私学財団が実施します。

3 奨学給付金制度

授業料以外の教育費負担を軽減する制度で、都内在住の保護者に対して支給されます。(公財)東京都私学財団が実施します。

【問合せ先】

生活文化局私学部私学振興課
(直通)03-5388-3181

(公財)東京都私学財団
(直通)03-5206-7928